

新監査公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 8 年 1 月 27 日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 細 野 弘 康
 同 中 山 均

定期監査結果に基づく措置

令和 7 年度第 1 期定期監査（工事監査）結果報告（令和 7 年 10 月 28 日新監査公表第 8 号）分

監査の結果	措置内容	部署
<p>《指摘事項》 対象工事 :【災復】西区役所駐車場災害復旧工事(西建第 30 号)</p> <p>間接工事費の積算における地域補正を適用していなかったもの</p> <p>西区役所建設課は、令和 6 年度に契約した西建第 30 号【災復】西区役所駐車場災害復旧工事（以下「本件工事」という。）において、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）の積算にあたり、地域補正を適用していなかった。当該積算誤りに伴う過少積算額は約 135 万円である。</p> <p>地域補正は、現道上で一般交通の影響を受ける工事や、運搬費・安全費などの費用が割高となる市街地での工事について、工事費の加算を行うものであり、本件工事の施工箇所は「人口集中地区（DID 地区）」であることから、「積算基準〔1 一般土木〕」に基づき、地域補正として「大都市（2）」を適用すべきであった。</p> <p>しかし、同課は、本件工事におけるすべての作業が西区役所の敷地内であり、一般交通等の影響が少ないことから、DID 地区内であっても補正は必要ないものと誤認し、地域補正を適用していなかった。</p> <p>また、制度所管課が工事期間中の令和 6 年 11 月に、庁内の工事関係部署を対象として「工事監査における検出事項等に係る研修会」を開催し、他部署で発生した地域補正の誤りについて注意を促したが、同課の認識は是正されないまま、令和 7 年 3 月に工事が完了した。</p> <p>工事の積算誤りは、受注者や本市に大きな損害を与えるリスクがある。本件工事において</p>	<p>今回の指摘事項を踏まえ、課内に情報の共有を図りました。（令和 7 年 10 月 17 日）</p> <p>建設課長グループ会議でも、各区に報告し周知を図りました。（令和 7 年 11 月 4 日）</p> <p>今後は組織としてのチェック体制の強化を図るとともに、設計者個々のスキルアップも含めて再発防止に努めます。</p>	<p>西区役所 建設課</p>

は、誤りに気づく機会が何度かあったにもかかわらず、これを逸し、組織として誤認したまま積算しており、リスクに対する認識が希薄であったといわざるを得ない。

今後、同様の誤りが生じないよう、職員一人一人が設計積算におけるリスクの大きさをあらためて認識した上で、設計積算に疑義が生じた場合は制度所管課への確認を徹底するなど、正確な設計積算能力の向上を目指し、日々研鑽するとともに、組織としてのチェック体制を強化し、再発防止に向けて取り組むよう強く求めるものである。

【合規性】